

適マーク制度の普及と理解の促進

予防課

1 「適マーク制度」とは...?

デパートの入り口、ホテルのフロント等で見かける「適マーク」は、「防火基準適合表示制度」により、旅館・ホテル、劇場、百貨店などの不特定多数の人が出入りする施設を対象として、その対象物を管轄している消防署の職員が、立入検査により一定の点検項目を審査し、防火の基準に適合する防火対象物に対して交付するものです。

この「防火基準適合表示制度」は、国民に対して対象物の防火の状況に関する情報を提供することにより、対象物関係者の防火に対する認識を高め、防火安全に関する不備事項の是正促進に大きな効果を挙げているものです。

現在「適マーク」は、防火安全のシンボルマークとして位置づけられており、このマークのある施設は、安心して利用できる施設として国民に広く定着しています。



2 どのような点検項目を審査しているの...?

「適マーク」の対象としている旅館・ホテル、劇場、百貨店等は、不特定多数の人が出入りする施設であり、もし火災などの災害が発生した場合、多数の人々が危険にさらされる可能性があります。

これらの対象物については、次の28項目を満たしているかどうかを厳しく審査しています。

防火管理者の選任、消防訓練・防災教育の実施など、防火管理が適正に維持されているかどうか(10項目)
 消防法令に定められた消防用設備等が設置され、適正に維持管理されているかどうか(10項目)
 火気使用設備・器具、危険物施設等に関する届出、維持管理が適正に行われているかどうか(5項目)
 建築基準法令の防火の基準に適合しているかどうか(3項目)

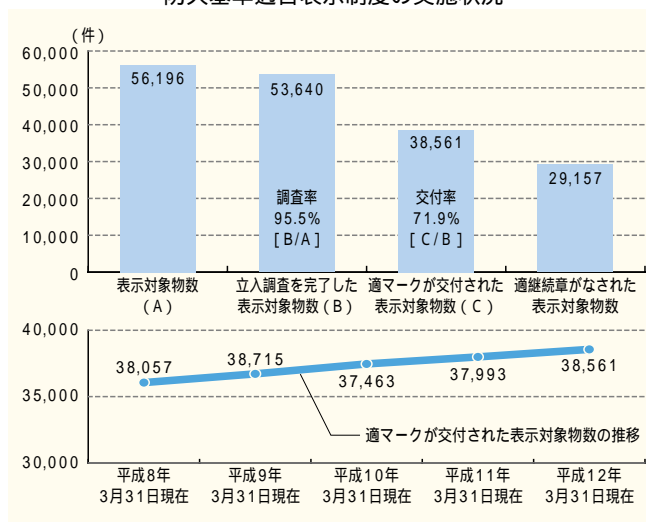
3 全国でどれだけ交付されているの...?

平成12年3月31日現在、「適マーク制度」の対象物数は、全国で5万6,196件です。このうち、立入調査を完了した対象物数は、5万3,640件(調査率95.5%)で、点検項目の基準に適合し、「適マーク」が交付された対象物数は3万8,561件(調査完了物件に対する交付率71.9%)となっています。

また、平成2年から「適マーク」の基準に2年以上継続して適合している対象物には、そのことを示すための表示である「適継続章」が付されることとなり、この「適継続章」が表示された対象物は、2万9,157件になります。

なお、既に「適マーク」の交付を受けている対象物であって、その後基準に適合しなくなったり、火災が発生(出火原因及び出火時の対応について、関係者に責任がないと判断される場合を除く。)して「適マーク」を返還した対象物数は1,039件となっています。

防火基準適合表示制度の実施状況



4 「適マーク」交付対象物を利用する方へ!

「適マーク」を交付している対象物を管轄している消防署では、定期的に立入検査を実施し、適正な維持管理を行うよう指導しています。

「適マーク」のある施設は、一定の防火基準を満たしているとはいえませんが、これらの施設を利用するに当たっても、避難経路の確認を行うなど万一の場合に備えての心構えが大切です。

ガス機器による火災及びガス事故の防止

予防課・危険物保安室

いまや私たちの生活に、都市ガスやプロパンガスはなくてはならないものですが、取扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。

平成11年度中にガスこんろに起因した火災は5,284件、ガスストーブに起因した火災は60件発生しています。不完全燃焼により発生する一酸化炭素中毒の事故も恐ろしいものです。

そこで、ガス機器取扱い上の注意点を再確認し、ガスによる火災や事故を防ぎましょう。

1 ガス機器の取り付け

ガス機器にはそれぞれに適合するガスの種類があります。引っ越しの際や新しい機器を購入する際には、地域に供給されているガスに適合したものでないと思われ事故につながることもあります。不明な点は必ずガス会社や販売店に相談して、正しいガス機器を取り付けてください。

ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は機器との接続部分をホースバンド等で確実に締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検してください。

ガスこんろやガスストーブを壁や柱の近くに取り付けると、表面を熱に強い材料で覆っていても、長年に渡る使用で内部の木材が炭化して、発火に至ることがあります。壁や柱からは間隔を取り、防熱板を設置した場所に取り付けてください。

2 ガス機器の取扱い

ガス機器を点火したときは、必ず火がついたことを確認してください。

ガスこんろを使用し、揚げ物等をしている際の火災も多く発生しています。絶対にその場を離れないようにし、どうしても離れる際には短時間であっても、必ずこんろの火を消してください。

煮炊き等をする際にも、いったんこんろに鍋をかけたらず目を離さないようにし、煮こぼれなどによる炎の立ち消えや、加熱による空焚き等がないよう注意してください。

グリル付きガスこんろは外から炎が見えにくいので、使用していたことを忘れ、その場を離れたことにより火災が発生しています。グリル火災を防ぐためには、水入れ皿に水を入れる、グリル内を清掃する等を忘れずに行ってください。

こんろの周囲は、整理・整頓に努めてください。

3 十分な換気

ガスが燃焼するためには、多量の新鮮な空気を必要とします。空気が不足すると不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素が発生するので大変危険です。換気扇を回す、窓を開けるなど換気に心がけましょう。

ガス風呂釜や大型湯沸器等の排気筒がはずれていたり、物がつまったりすると、排気が不十分となり不完全燃焼を起こすことがあります。排気筒が正しく取り付けられているか点検してください。

4 ガス漏れに気づいた時の注意点

ガス漏れなどの異常に気づいた時は、ガスの元栓を閉め、窓を開放し空気の入換えをしてください。その際、換気扇、電灯等のスイッチやコンセントプラグには、決して触れないでください。わずかな火花でも爆発を起こす危険があります。

5 地震が発生した時は...

ガス機器を使用中に地震が発生した場合は、あわてずに火を消し、ガスの元栓を閉めてください。使用中のガス機器に近づけないような、揺れの大きな地震の場合は、まず身の安全を図り、揺れがおさまった後で対処するようにしてください。こんろ、湯沸器等を確実に消火してください。

プロパンガスボンベは、必ず屋外の風通しのよい日陰に設置し、地震等で転倒しないよう、鎖などで固定してください。

6 安全装置付ガス機器の使用

ガス栓の不完全な閉止、炎の立ち消え、機器の老朽化などによって起きるガス事故を防ぐため、ヒューズコック、マイコンメーター等の安全装置や、ガス漏れ警報器を設置すること、また、ふきこぼれによる立ち消え防止や、天ぷら油などの過熱防止の安全装置の付いた機器を使用することが有効です。

暖房器具では、地震などで倒れた際に、自動的に火を消す対震自動消火装置や、不完全燃焼による一酸化炭素の発生を防ぐ、不完全燃焼防止装置などの安全装置が組み込まれたものがあります。ガスによる火災・事故を未然に防ぐために、このような安全装置付きのガス機器を積極的に使用しましょう。

不明な点は、ガス会社、販売店あるいは最寄りの消防署に相談し、ガス機器を正しく使いましょう。

火山災害に対する備え

防災課

火山大国といわれる我が国は、世界陸地面積の0.25%(37.8万km²)という狭い面積に86もの活火山が密集しており、毎年約10もの活火山で、噴火、火山性地震、火山性微動等の火山性異常現象が発生しています。

この火山災害に備えるため、国や地方公共団体は、避難施設の整備、防災訓練の実施や情報収集・伝達網の充実、避難誘導體制の整備、観光客・登山者対策の実施など、防災体制の強化を推し進めています。

しかしながら、火山災害による被害を最小限にとどめるためには、地域の住民が、日頃から火山災害に対する心構えと、準備をしていくことが極めて重要です。特に、広範囲にわたる深刻な被害が発生した場合には、防災関係機関だけでは十分な活動が困難になる場合が予想されますので、地域の住民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち、自主的な防災活動を行うことが大切になってきます。

このため、次のような点を確認し、火山災害への備えを確実なものにしておきましょう。

1 日頃からの心構えと準備とは

火山災害が発生した場合を想定して、地域の実情に応じた実践的な避難訓練を積み重ねておきましょう。

火山は、火砕流、土石流、泥流、溶岩流や噴石、降灰のほか、山崩れや津波、火山ガス等、それぞれの火山の性質や地域の特性に応じた様々な災害をもたらします。地方公共団体や自主防災組織等が開催する研修会、説明会に積極的に参加したり、広報紙・パンフレット等を通じて、過去の噴火の歴史や火山活動の特徴、予想される危険箇所等、火山に関する知識を普段から蓄え、いざという時の対応力を身に付けておきましょう。



有珠山噴火（札幌市消防ヘリコプターによる上空撮影）

テレビ・ラジオや地域の防災行政無線等から伝えられる火山情報に、普段から耳を傾ける習慣をつけておきましょう。なお、防災行政無線が設置されていない地域では、火山情報や避難の勧告・指示がどのような経路で伝えられて来るのか、予めよく確認しておきましょう。

日時を特定した火山噴火の予知などはできません。根拠のないデマや噂等に惑わされず、正確な情報に基づいて行動しましょう。

避難する場所は事前に指定されていますので、日頃からその位置や道順を確認しておきましょう。

飲料水(1日3)や非常食、懐中電灯、携帯用ラジオなどの非常持ち出し品を用意しておきましょう。その際、火山災害による避難生活は長期間にわたることもあるということを考慮に入れて、用意にあたりましょう。また、家族一人ひとりが身に付けるそれぞれの氏名票(住所、氏名、生年月日、血液型、勤務先、非常連絡先、避難予定地などを記入しておく)を準備しておきましょう。

家族で防災について話し合う“家族防災会議”を開き、それぞれの役割分担や避難先でおちあう場所など、重要なことを予め決めておきましょう。

噴煙などの異常現象を発見したら、すぐに市役所や役場、消防、警察などに連絡をしましょう。

2 噴火が始まったら

噴火時、無防備で屋外に飛び出すのは危険です。災害の状況を軽く見ないで、消防、警察などの防災関係機関の広報に注意し、避難の勧告や指示が出された場合は速やかに従いましょう。

お年寄りや子ども、病人、体の不自由な方などのいる家庭は、特に早めに避難しましょう。これらの方々には家族ばかりではなく近所の人も常日頃から気配りをし、地域の人々が協力しあって避難を手助けするよう心がけましょう。

回り道でも、事前に確認しておいた最も安全な道順を選んで避難しましょう。

服装は行動しやすいものとし、頭巾・ヘルメットや底の丈夫な運動靴、手袋なども用意しましょう。

火砕流・土石流は速度が速いため、流れに背を向けて逃げたのでは巻き込まれてしまいます。流路から直角へ遠ざかる方向に避難をしましょう。

噴石などが降ってきたら、岩かげや丈夫な建物に身を寄せましょう。

海沿いの火山の場合は、噴火に伴って津波が発生することがありますので、防災関係機関の情報に注意するとともに、危険を感じたら高い所へ避難するようにしましょう。

3 噴火が落ち着いても

警戒区域が設定されていたり、避難勧告が出されていた場合には、解除されるまでは、その対象地域に決して立ち入らないようにしましょう。

山腹に積もった火山灰等が、降雨によって流れ下ることがありますので引き続き注意をしましょう。特に、崖の近くや土石流、泥流の危険性のある場所に住んでいる方は、雨が降った場合、速やかに安全な場所に避難しましょう。

4 観光・登山等で山に入る時の注意点

これから夏山のシーズンを迎えますが、活動の可能性のある火山では、立入禁止区域が設けられていることがあります。そのような区域には絶対立ち入らないで下さい。また登山中には、火山ガスや噴気地帯に気を付けましょう。毒性の強い火山ガスは、火山活動が比較的穏やかなときでも、噴気口や温泉などから発生していることがあり注意が必要です。硫化水素ガスは空気よりも重いので、くぼ地や低地にたまることが多く、特に天候がくもり・雨の場合や風がないときには濃度の高いガスとなってたまりやすくなります。この中にいると、中毒で意識不明になったり、死に至ることもありますので、これらについて事前に十分確認をした上で山に入るよう心がけましょう。

消防における国際協力の推進

救急救助課

消防庁では、災害から生命、身体及び財産を守るという万国共通の課題に対応するため、消防機関、外務省・国際協力事業団等と連携して、消防における国際協力を次のとおり実施しています。

開発途上諸国への消防技術協力：研修員受入れ（集団研修、個別研修）、専門家派遣、プロジェクト方式技術協力（中国・北京消防訓練センタープロジェクト、タイ・外傷センタープロジェクト）、無償・有償資金協力、消防事情調査等

国際交流：トップマネージャーセミナー、韓国など海外の消防関係者との交流、国際会議・国際消防組織への参画等

国際緊急援助活動：国際消防救助隊

消防分野の国際的なルールづくりへの対応：消防用機械器具等に係る国際規格、ハロン消火剤等の使用抑制による地球環境保全等

消防科学技術の研究：国際共同研究、外国研究者の受入れ、国際研究会議への参画

今年度の予定として、集団研修については、消防行政管理者研修(8名)：9月11日～11月12日、救急救助技術研修(11名)：8月6日～10月12日、消火技術研修(9名)：7月16日～10月17日、火災予防技術研修(7名)：10月1日～11月30日のスケジュールにより実施することとしています。また、専門家派遣については、長期専門家として「北京消防訓練センタープロジェクト」のため中国へ5名、「市民保護・防災・災害対策」のためマダガスカルに1名の消防職員を派遣しているところであり、このほかにも短期専門家や調査員の派遣を予定しています。さらに、国際標準化機構(ISO)、国連危険物輸送専門家委員会など、消防分野の国際会議にも参画を予定しています。

消防における国際協力は、人道主義、国際社会の相互依存関係、環境保全といった国際協力の本旨に合致するものであり、近年重視されている「顔の見える援助」、「参加型の協力」として積極的に実施していくことが期待されています。

毎年10月6日は「国際協力の日」、10月第2水曜日(本年10月10日)は「国際防災デー」であり、消防庁では、これらの日を契機として、消防における国際協力・交流の更なる普及・啓発、推進を図ることとしています。

後から2列目の中央・左から瀬川消防大学副校長、鯨京正訓名古屋大学教授、緑川久雄専門官



マダガスカルに派遣中の緑川久雄専門官(名古屋市消防局・平成12年9月から2年間の予定)と瀬川俊消防大学副校長(写真右)



地震発生時の出火防止

震災対策室

1 地震発生と二次災害

地震災害では、地盤の震動、隆起、沈降、地割れ等、地盤の変位、地盤の液状化、津波の発生等が被害の発端となります。

これらは、一次被害として建物、擁壁、危険物施設、電力・ガス・水道施設、公共施設、道路・橋梁等の破壊等を引き起こし、人命にも大きな影響を及ぼします。

この一次被害はさらに地震火災、可燃性ガスまたは有毒ガスの拡散、地震水害等の第二次災害を引き起こします。

このうち地震による火災は、同時に多発し、種々の要因が重なりあって大火となり、大きな人的物的被害をもたらすおそれがあります。(図 地震火災と延焼との関連 参照)

また、地震火災は出火件数・発災時刻・地理的条件等の差異により様相も種々であることに留意する必要があります。

2 過去の災害例

過去の大地震による地震火災は、次のような状況となっています。

関東大震災1923年(大正12年)9月1日

火の使用が集中する昼食時であったこと、低気圧のため風が強かったことなどから、特に東京では総戸数の約70%強に相当する31万6千戸の家屋が焼失しました。

新潟地震1964年(昭和39年)6月16日

石油タンクから油が漏れ、そこに引火して周辺の住宅に延焼しました。

十勝沖地震1968年(昭和43年)5月16日

石油ストーブが火災原因の一つとなっています。

宮城県沖地震1978年(昭和53年)6月1日

化学薬品が火災原因となっています。

1995年(平成7年)1月17日に発生した

兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)では、冬期間であったこと、老朽化した木造家屋や商店街が密集する地域で火のまわりが早かったこと、地震により停電し、再通電後に電気ストーブ等暖房器具や鑑賞魚用ヒーターの周囲の可燃物が加熱し着火・火事に結びついたことなどが火災原因

の一つの例としてとりあげられ、65万㎡が焼失しています。

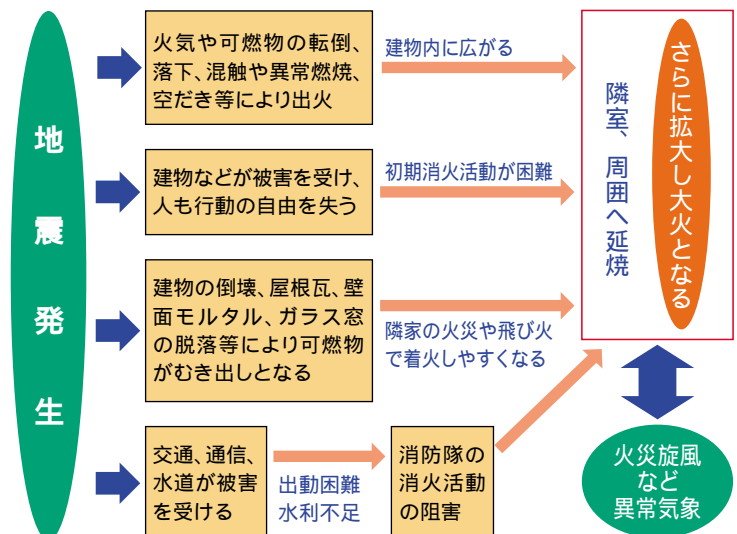
3 火気等の始末が大切

私たちの生活では、食事を作るときには主としてガスや電気コンロを使います。寒いときにはストーブ等の暖房器具を使います。衣類にはアイロンをかけます。これら全てが地震が起こったときには、火災を発生させる原因になる可能性があります。地震が起こったときには、まず身の安全を確保し、火の始末、電源の遮断等を行うことも十分気を付けましょう。地震の揺れが小さくなり、行動できる程度の状況になったら直ちに火等の始末をしましょう。

次のようなことに心がけましょう

- 1 アイロンをかけながら台所でガステーブルを使用するなど、一人で同時に多くの火気を取り扱うことはせず、**すぐに火の始末のできる範囲で火気を使用**しましょう。
- 2 地震により停電した場合には、ブレーカーを切り、電気が復旧した際には、電気器具の**安全を十分に確認してからブレーカーを入れる**ようにしましょう。
- 3 家具などは金具で固定し、転倒防止をしておきましょう。石油ストーブは「耐震自動消火装置付き」のものを使用し、**消火装置が正常に作動するかを点検**しておきましょう。
- 4 日頃から**消火器や三角バケツなどは使いやすいところに備えて**おきましょう。
- 5 実際の災害時に冷静に行動がとれるよう地域で行われる**防災訓練に積極的に参加**しましょう。

図 地震火災と延焼との関連



富士山ハザードマップの作成

防災課

富士山では、昨年10～12月及び今年4～5月にかけて低周波地震が多発しました。これらは、地殻変動の変化が特に観測されていないことなどから、ただちに噴火等活発な火山活動が懸念されるものではありませんでしたが、富士山は活火山であり、仮に噴火した場合は多大な被害が生じるおそれもあるため、国、地方自治体ともあらかじめ十分な防災対策を講じておく必要があります。また、富士山は、国内の他の火山に比べ山体が大きく、広域的な防災対策が必要であるほか、時期や噴火形態の想定等技術的課題が多くあることなどから、地元自治体と国が協力して作成協議会を設立し、平成14年度末を目途にハザードマップ作成を進めることとなりました。

1 ハザードマップの作成状況

我が国には86の活火山があり、そのうち活動的及び潜在的爆発活力を有する火山として37が指定されています。これから海域や無人島の火山を除いた29火山については、火山ハザードマップを整備する必要性が求められています。作成手法等のノウハウがないことや契機がないことなどの理由から、現時点ではハザードマップが作成されているのは18火山に止まっています。

2 富士山ハザードマップ作成について

第1回の作成協議会は平成13年7月11日に開催され、ハザードマップの作成に当たっては、さまざまな見地から十分な検討を行う必要があることから、学識者及び行政関係者からなる検討委員会に諮ることで意見が一致したほか、協議会の座長でもある荒牧重雄東京大学名誉教授より、「火山ハザードマップの役割と期待」と題して報告が行われました。

また、作成協議会での合意により設置された「富士山ハザードマップ検討委員会」の第1回委員会（平成13年7月17日開催）においては、検討委員会の下に、主に被害想定地図を作製する基図部会とハザードマップの活用方策について検討する活用部会を設置することとなりました。それぞれの部会において、平成14年度末を目途に、

ハザードマップ作成に必要な検討を行い、富士山ハザードマップ作成協議会に報告することや検討過程で整理され、防災対策に活用できるもの等については適宜、協議会に中間報告することなども合わせて合意されました。

3 火山関係地方自治体との情報共有

富士山ハザードマップについては、国と地方自治体が一体となって作成していくものであり、全国の火山関係地方自治体にとってモデルとなるものです。消防庁では、富士山ハザードマップ作成についての動きを火山関係地方自治体に随時お知らせするとともに、各火山関係地方自治体で作られているハザードマップの改訂あるいはその新規作成についても、今後、必要な支援を行っていきたいと考えております。

【作成協議会の構成（3県、15市町村、3府省）】

神奈川県、山梨県、静岡県

小田原市、秦野市、南足柄市、山北町、箱根町

富士吉田市、河口湖町、上九一色村、山中湖村、鳴沢村

御殿場市、裾野市、富士市、富士宮市、小山町

内閣府、総務省(消防庁)

国土交通省(河川局砂防部、気象庁等)



平成13年6月3日に、山梨県主催で行われた富士山噴火を想定した訓練

7月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第124号 国河政第49号	平成13年7月4日	各都道府県知事	消防庁長官 国土交通事務次官	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律について
消防予第227号 消防危第81号	平成13年7月4日	各都道府県知事	消防庁長官	消防法の一部を改正する法律の公布について
消防災第115号 消防情第93号	平成13年7月4日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長 消防庁防災情報室長	消防庁緊急支援情報システムの整備について
消防救第204号	平成13年7月4日	各都道府県消防主管部長	消防庁救急救助課長	救急業務の高度化の推進について
消防消第127号	平成13年7月6日	各都道府県消防主管部長	消防庁消防課長	「障害等級の決定について」の一部改正について
消防災第116号	平成13年7月9日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく地域防災計画の見直しについて
消防情第97号	平成13年7月12日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	建物建築費指数について
消防救第218号	平成13年7月19日	各都道府県消防主管部長	消防庁救急救助課長	救急業務の高度化の推進に係る実施計画の作成及び報告について

多数の観客等が参加する行事への対応について

(平成13年7月25日付け消防消第135号・消防災第132号・消防救第224号)

兵庫県明石市において開催された花火大会の際に多数の死傷者が出る事故が発生したことを踏まえ、消防庁では、多数の観客等が参加する行事が開催される場合に特に留意すべき事項について、通知しました。

内容は、以下のとおりです。

多数の観客等が参加する 行事への対応について

平成13年7月2日、兵庫県明石市において開催された花火大会の際に、多数の死傷者が出る事故が発生しました。夏休み期間をはじめ、今後もこの種の多数の観客等が参加する行事が多く開催されることが見込まれます。

このため、貴職におかれましては、このような行事が開催される場合においては、特に右記事項について留意するとともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する組合を含む。)に対し、この旨周知願います。

- 1 都道府県及び市町村においては、事故が発生した場合に救急活動等消防活動に支障が生じることがないように、関係部局間で連携を図りながら、行事主催者に対し、以下の事項について周知徹底を図ること。
 - (1) 行事の開催に当たり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に消防機関と連絡調整を行うこと。
特に、事故が発生した場合における緊急車両の進入路を確保しておくこと。
 - (2) 事故が発生した場合には、迅速に消防機関にその旨通報すること。
- 2 消防機関においては、事故が発生した場合に迅速かつ的確な消防活動を行うことができるよう、関係機関と連携を図りながら、以下の事項について適切に対処すること。
 - (1) 事故発生時の主催者の対応体制等について、事前に主催者と調整を行うとともに、必要な警戒体制及び事故が発生した場合における広域応援も含めた消防体制の確保に万全を期すこと。
特に、事故が発生した場合における緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者等に要請すること。
また、行事が市町村の境界の付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮すること。
 - (2) 医療機関との連携を図り、多数の傷病者が発生した場合に、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにすること。
 - (3) 行事開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を積極的に収集し、状況を適宜把握するよう努めること。
また、事故が発生する危険性が認められた場合及び事故が発生した場合には、その状況の迅速かつ的確な把握に努めるとともに、消防活動に迅速に着手すること。

消防庁人事

平成13年7月31日付

氏名	新	旧
原 修	退職（東京消防庁警防部警防課計画係長へ）	救急救助課航空係長
茂呂 浩光	退職（東京消防庁救急部救急管理課主任へ）	救急救助課救急企画係長

平成13年8月1日付

氏名	新	旧
吉浜 隆雄	出向（総務省自治税務局固定資産税課へ）	予防課
白水 伸英	予防課	総務省大臣官房秘書課
石川 家継	免防災課特殊災害室企画係長事務取扱	防災課主幹併任防災課防災情報室主幹 併任防災課震災対策室主幹併任防災課特殊災害室 主幹・防災課特殊災害室企画係長事務取扱
渡邊 康之	防災課特殊災害室企画係長	総務省大臣官房秘書課
多田 正巳	出向（総務省大臣官房付へ）	救急救助課救急専門官併任救急救助課理事官
青山 忠幸	救急救助課救急専門官併任救急救助課国際協力官 併任救急救助課課長補佐	救急救助課国際協力官併任救急救助課課長補佐
大ヶ島照夫	救急救助課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
石川 義彦	救急救助課航空係長	東京消防庁国分寺消防署機械装備係長
江原 浩仁	救急救助課救急企画係長	東京消防庁大森消防署救急係主任

平成13年8月7日付

氏名	新	旧
向田 正博	出向（総務省自治財政局財務調査官へ）	防災課震災対策室長
秋田谷 誠	防災課震災対策室長	総務省大臣官房付

平成13年8月10日付

氏名	新	旧
鈴木 達也	出向（総務省大臣官房秘書課主査へ）	総務課
遠藤 崇	総務課	総務省大臣官房秘書課
鉄永 正紀	出向（総務省自治行政局自治政策課国際室へ）	消防課
林 俊子	消防課	総務省大臣官房秘書課
佐久間 敦	出向（厚生労働省医薬局審査管理課査察基準専門官 併任医薬局総務課医薬品副作用被害対策室長補佐へ）	救急救助課救急推進係長
江原 浩仁	併任 救急救助課救急推進係長	救急救助課救急企画係長

広報テーマ

8月

台風に対する備え(防災課)
住民自らによる災害への備え(防災課)
天ぷら油による火災の防止(予防課)
電気器具の安全な取扱い(予防課)

9月

9月9日は救急の日(救急救助課)
地震に対する日常の備え(震災対策室)
住民参加による防災まちづくりの推進(防災課)
住宅防火対策の推進《高齢者の安全対策》(予防課)
秋の行楽期における火災の被害防止(予防課)

テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題名
9月6日 11:25～11:30	ご存じですか～防災ミニ百科	(仮)9月9日は「救急の日」

(日本テレビ他30局ネット)